三田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第7条 省略	第1条~第7条 省略
付 則	付 則
1~16 省略	1~16 省略
17 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項 <u>又は第 15 条の 3</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。	17 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項 <u>、第 15 条の 3 又は第 61 条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで <u>若しくは第 61 条</u> 」とする。
以下省略	以下省略

三田市都市計画条例新旧対照表(第2条関係)	
現行	改正案
第1条~第7条 省略	第1条~第7条 省略
付 則	付 則
1~16 省略	1~16 省略
17 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は <u>第 61 条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは <u>第 61 条</u> 」とする。	項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、 第 47 項若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は <u>第 63 条</u> の規定 の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」と
以下省略	以下省略